

○茨城県立医療大学大学院研究科委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学大学院学則（平成12年茨城県規則第201号）第7条第3号の規定に基づき、研究科委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 研究科委員会は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 研究科において特別研究科目を担当する教授
- (4) その他研究科長が必要と認める教授

(審議事項)

第3条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、及び意見を述べるものとする。

- (1) 重要な規程の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 教育課程及び研究指導に関する事項
 - (3) 学生の入学、退学、転学、休学、留学、除籍及び課程の修了に関する事項
 - (4) 学位の授与に関する事項
 - (5) 学生の賞罰に関する事項
 - (6) 学生の厚生補導に関する事項
 - (7) 教員の人事に関する事項
 - (8) その他、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(会議の招集者及び議長)

第4条 研究科委員会の会議（以下「会議」という。）は、学長が招集する。

- 2 学長に事故あるときは、研究科長が会議を招集する。
- 3 研究科長は、会議の議長となる。
- 4 研究科長に事故あるときは、研究科委員会の構成員のうちから研究科長があらかじめ指名する者が会議の議長となる。

(会議の開催回数)

第5条 会議は、毎月1回開催するものとする。ただし、学長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

(会議の成立)

第6条 会議は、研究科委員会の構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号及び第7号に掲げる事項に係る会議については、研究科委員会の構成員（海外出張、海外研修、内地留学及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(議決)

第7条 会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号及び第7号に掲げる事項に係る議事については、出席構成員の3分の2以上の多数をもって決する。

3 前項の場合において、投票により議事を決するときは、「出席構成員」とあるのは「有効投票」と読み替えるものとする。

(事務局長及び構成員以外の者の出席)

第8条 事務局長は、会議に出席し、議事運営について助言を行う。

2 議長は、必要があると認めるときは、研究科委員会の構成員以外の者を会議に出席させて、審議事項の説明をさせ、又は事務の処理を命じることができる。

(議事録)

第9条 会議については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
- (3) 議事の経過
- (4) 前各号に掲げるもののほか議長が必要と認めた事項

2 議事録には、研究科長及びその会議の出席者のうちから研究科長が指名した者1名が署名しなければならない。

(庶務)

第10条 研究科委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は、研究科委員会の意見を聴き学長が定める。

付 則

この規程は、平成13年2月14日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年5月21日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年12月19日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。